

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和5年3月17日（金）
午後1時30分～午後2時40分
場 所：防災コミュニティセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、村松社会教育課長、小清水学校教育課副課長
露木学校教育課副課長、川瀬図書館長、飛田美術館長、石井指導主事
西山社会教育課スポーツ振興係長、芹澤主事補

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。
ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条
第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年湯河原町教育委員会
3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議
録署名委員は会議規則第35条の規定により、貴田委員、山田委員の2名を指名いた
します。よろしく願いいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件(1)議決事項 議
案第41号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてにつきましては、
公表する時期などにつきまして、町部局と調整する必要がある案件であります。議案第
45号 令和5年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定についてにつきましては、個人
情報を含む案件であります。議案第48号 湯河原町教育指導員の任命についてにつ
きましては、人事に関する案件であります。議案第51号 教職員の人事についてにつ
きましては、人事に関する案件であります。議案第57号 令和5年度湯河原町教育支
援委員会(臨時)結果についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。以上
5件の会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この5件につきましては、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の
規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和5年2月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和5年2月教育委員会定例会

議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 令和5年2月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和5年2月教育委員会定例会議事録については、承認することに異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは異議がないものと認め、令和5年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第40号 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第40号 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第40号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第40号 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針について説明)

・修正箇所説明

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

西山委員 事務局から字句等の修正の説明がありました。多くは私が指摘した部分だと思いますが、読ませていただき、非常にスッキリした感じを持っております。基本方針は年度ごとに振り返る部分もあると思いますが、以前から言っておりました自尊心、自己肯定感がどこかに入るといいなということですが、自分で読んでいて、果たしてこの言葉がどこに入れば一番いいかなと思います。中途半端なところに入ってくると、つじつまが合わなくなるということで、私としては、この辺に入れたらどうだろうと言うことができませんでした。自尊心や自己肯定感という言葉でなくても、心に関わる問題ですから、道徳教育に関わる部分であるとか人権教育に関わる部分、そういったところでもできるだろうし、通常の学校生活の様々な活動の中で、そういったものは植え付けられていくものだと理解しております。

ただ、やはりどこかでそれがあった方がいいのかなという考え方で、これはぜひ令和6年度では考えていただきたいなと思っております。もし入れるとしたら、どの辺がいいのかなということですが、子どもたちの基本的な生きていく力に関わる

に入った方がいいかなと思います。そうなりますと、2ページの「生きる力」の育成のところに入ってきたらいいのかなと思います。そして、どこに入れ込んだらいいのかと考えたときに、この項目の後半の方に、「未来を切り拓いていく力を育む」教育とあり、この「未来を切り拓く」ということにも含まれているのかなと理解しました。自尊感情、自己肯定感という言葉はどうしても入れるとなると、参考としてお伝えしますが、「未来を切り拓いていく力」の前に、「自尊感情、自己肯定感を高め」という語句を入れて、未来を切り拓いていく力を育む教育を推進していきますというふうにすると、つながるかなと考えております。もちろん、令和5年度分については、様々な活動を通して、子どもたちにそういう力が植え付けられるというふうに理解しておりますので、令和6年度について考えるときに、この部分についてみんなで検討してほしいなと思います。

菅沼教育長 ありがとうございます。他にございますか。

深澤委員 いまの自己肯定感ということについては、表現されていったらいいなと思いました。この基本方針が先生方やお母さん方にも示されていくなれば、挿絵を入れたりして、子どもたちの力というのはこういうイメージなんだよねということが、ビジュアル的にもわかるようになったらいいなと思います。男性脳では文字の方が認識しやすいのですが、女性脳では絵などによって、明るさや問題の大きさなどが認識しやすいので、子どもたちの身近にいるお母さんたちに感覚的にわかるような形になっていくといいと思っています。

菅沼教育長 石井指導主事や露木指導主事、自尊感情の問題を2ページあたりに入れるというのは、文章的にどうでしょうか。

露木学校教育課副課長 湯河原町の学びづくりの推進事業のテーマとして、自己有用感、自己肯定感、他者受容などを挙げさせていただいているところです。そこを育みながら、現在学習指導要領でも言われている、予測困難な社会を生きる力を育てていくというもうたっているところでもありますので、生きる力の育成の部分に、自己肯定感や自尊感情といった内容を取り込むのがいいのではないかと感じます。

菅沼教育長 いま西山委員が言われたところに入れてもいいでしょうかね。ここで修正して議決してもいいので、令和6年度とか先のことを言わずに、入れられるものなら入れてしまいたいです。

山田委員 4～5年前だと思いますが、慶応大学と町の共催のゆがわらっことつくる多世代の居場所、多世代の関係があることで、実際に自己効力感、自己肯定感などがどれだけ上がるのかというのを、4つの小中学校にアンケートをとらせていただいたことがあります。その結果を見ますと、実は学校内で友達がいなくても、多世代など斜めの関係がある子の方が、自分が生きている価値があるとか、自分が人に頼られることがある、自分が好きだという自己肯定感の尺度が高いということがわかっています。なので、学校内だけで自己肯定感が育まれるかと言うと、実は第三者の全然関係

ない人とのふれあいや、地域の中での斜めの関係のような場があることが、子どもたちの自己効力感、自己肯定感が上がるよというデータは出ています。東台福浦小学校が圧倒的に高かったです。アンケート結果は古いですが、お送りします。生きる力の部分が、もう少し地域とつながるといった話があれば、そういうところに入れてもいいのかなと思います。

菅沼教育長 社会教育的な地域とのつながりというのは、無くはないんですが、埋もれてしまうかも知れないんですね。それでは、生きる力の育成のところに入れましょう。

山田委員 生きる力の育成の項目に入れる場合、「学ぶ意欲を高め、自らの目標や課題を設定し」ということで、どちらかと言うと、学校内の話なのかなと思います。西山委員がおっしゃっている自己肯定感、自尊感情といった言葉が入るシチュエーションの前後に、生きる力というのが地域とか町の中での暮らしの中でも育まれるというような一文があってもいいのかなと思います。

菅沼教育長 いままで学習指導要領、学校教育の中で、自己有用感、自己肯定感、自尊感情というのはずっと言ってきました。それがいきなりここで全部抜けてしまっていますので、とりあえず今回は入れさせていただき、そういう言葉がこの基本方針から抜けないような状態で確保しておく。それで山田委員がおっしゃったように、1年やってきて、学校教育方面の方針にも入れよう、社会教育方面の方針にも入れていくような形にしてもいいかなと思ったりします。1年じゃなくてもいいんですけど、事務局の方でしっかりとその辺を意識して運営していってもらえればと。まして、基本方針に入っていることが云々ではなく、そういった意識を持って、学校教育も社会教育もやるというのが一番ですよ。入っていればベストなんですけど、そういう認識を持ってやってくださいということです。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第40号を挙手により採決いたします。本案は西山委員の提案のとおり、一部修正した上で決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は一部修正の上決定すると可決されました。

議案第42号 湯河原町立小中学校教育用情報端末管理運用規程の一部改正について

菅沼教育長 次に、議案第42号 湯河原町立小中学校教育用情報端末管理運用規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第42号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第42号 湯河原町立小中学校教育用情報端末管理運用規程

の一部改正について 説明)

- ・個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても同法の規定により統一化されたことによる引用条例への影響のため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第42号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正について

菅沼教育長 次に、議案第43号 湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 議案第43号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第43号 湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正について 説明)

- ・個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても同法の規定により統一化されたことによる引用条例への影響、また、教育委員会が所管する施設における防犯カメラの増設のため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第43号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 湯河原町学童保育所運営規程の一部改正について

菅沼教育長 次に、議案第44号 湯河原町学童保育所運営規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 議案第44号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第44号 湯河原町学童保育所運営規程の一部改正について説明)

- ・子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的として、学童保育所保護者負担金を減額するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第44号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 湯河原町指導主事の任命について

菅沼教育長 次に、議案第46号 湯河原町指導主事の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町指導主事の任命について 説明)

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第46号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第47号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・学校教育の指導充実及び振興を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第47号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第49号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題
といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第49号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第49号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について
説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第49号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第50号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について
を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第50号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第50号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱につ
いて 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第50号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 湯河原町社会教育推進員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第52号 湯河原町社会教育推進員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第52号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第52号 湯河原町社会教育推進員の任命について 説明)

・任期満了に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第52号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第53号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第53号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第53号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第53号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第54号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第54号をお願いします

(資料に基づいて、議案第54号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第54号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第55号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第55号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第55号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・任期満了に伴う

・湯河原町生涯学習推進員設置要綱第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。新任の力石さんは何で出てこられたんですか。

西山社会教育課スポーツ振興係長 力石さんにつきましては、吉浜の文化福祉会館の実践委員をされており、川又さんも所属しておられました。今回、川又さんの任期が満了となり、辞めたいというお話がございまして、実践委員会の中で協議を行い、力石さんをお願いしたものでございます。

菅沼教育長 たぶん、元保育士さんです。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第55号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第56号 湯河原町立図書館協議会委員の任命についてを議題と

いたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

川瀬図書館長 議案第56号をお願いします

(資料に基づいて、議案第56号 湯河原町町立図書館協議会委員の任命について説明)

・任期満了に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。あとは校長会と社会教育委員会からお一人ずつ推薦をしていただくこととなっております。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第56号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第37号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第37号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 協議第37号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第37号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について 説明)

・4,680円を4,980円に改める

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。以前、材料費を300円引き上げさせていただくという話をさせていただきました。その金額が4,980円です。保護者の皆様については、引き上げた300円を町の方で負担することになっておりますので、保護者の負担金は今後も4,200円で変わりません。学校の先生方などからいただく給食費は、4月以降引き上げさせていただきます。何か質疑はございますか。

貴田委員 学校の先生に対する補助はないんですね。もともとないのかも知れないんですけど、補助してあげてもいいんじゃないかと思いました。

富士川参事 2市8町を調べさせていただきましたが、保護者負担分に対する補助はありますが、教職員に対する補助はないようです。

菅沼教育長 箱根町は、子どもは無料ですが、先生たちは払っています。

山田委員 先生は食べても食べなくても自由なんですか。

菅沼教育長 小学校は無理でしょうね。

富士川参事 基本的には、教職員の皆さんには食べていただいております。

菅沼教育長 恐らく、1食300円ぐらいですので、お弁当を買ってきたりするよりは安
いはずです。何か質疑はございますか。

西山委員 福浦幼稚園では、東台福浦小学校の給食を年に何回かやっていると思います。
恐らく日割り計算で、1食当たりいくらということで、給食費として徴収していると思
います。この値上げの部分、新年度は元となるのが4,980円なのか、それとも
据え置きで4,200円で日割り計算をするのか、もしわかったら教えていただけま
すか。

富士川参事 福浦幼稚園の体験給食は月に1～2回あるんですが、それについては年間1
82回給食を実施しておりますので、1回当たりは301円程度になります。福浦幼
稚園児の体験給食については、補助はありません。

西山委員 いままでもなかったんですね。わかりました。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第37号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第38号 令和5年度湯河原町人権教育月間について

菅沼教育長 次に、協議第38号 令和5年度湯河原町人権教育月間についてを案件とい
たします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

露木学校教育課副課長 協議第38号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第38号 令和5年度湯河原町人権教育月間について 説
明)

・各学校における人権教育の取り組み

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第38号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第39号 令和5年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について
菅沼教育長 次に、協議第39号 令和5年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）
についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。
露木学校教育課副課長 協議第39号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第39号 令和5年度湯河原町教育委員会研修等事業計画
（案）について 説明）

・研修事業、会議、協議会 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第39号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第40号 令和5年度校外体験学習推進事業（案）について
菅沼教育長 次に、協議第40号 令和5年度校外体験学習推進事業（案）についてを案
件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

小清水学校教育課副課長 協議第40号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第40号 令和5年度校外体験学習推進事業（案）について
説明）

・稚鮎の放流体験、子どもふれあい農園、温泉入浴体験

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑
はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第40号を
挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願
います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第41号 令和5年度社会教育課事業計画（案）について
菅沼教育長 次に、協議第41号 令和5年度社会教育課事業計画（案）についてを案件
といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 協議第41号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第41号 令和5年度社会教育課事業計画(案)について説明)

- ・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第41号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第42号 令和5年度図書館事業計画(案)について

菅沼教育長 次に、協議第42号 令和5年度図書館事業計画(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

川瀬図書館長 協議第42号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第42号 令和5年度図書館事業計画(案)について説明)

- ・一般対象事業、子ども対象事業 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第42号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第43号 令和5年度町立湯河原美術館事業計画(案)について

菅沼教育長 次に、協議第43号 令和5年度町立湯河原美術館事業計画(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いいたします。

飛田美術館長 協議第43号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第43号 令和5年度町立湯河原美術館事業計画(案)について説明)

- ・展覧会、講演会 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第43号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。西山社会教育課スポーツ振興係長。

西山社会教育課スポーツ振興係長 1点訂正をお願いします。先ほど議案第55号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について、ご説明をさせていただきました。資料の3枚目、参考資料として、生涯学習推進員の名簿について、1番の角田氏、3番の佐川氏、4番 村松氏の任期が令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっておりますが、正しくは令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなります。申し訳ございませんでした。

報告

(1) 令和5年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 令和5年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて、事務局から報告をお願いします。

小清水学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて 報告)

・委嘱期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 令和4年度人権教育に係る年間計画の取組状況について

菅沼教育長 次に、(2) 令和4年度人権教育に係る年間計画の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

露木学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和4年度人権教育に係る年間計画の取組状況について 報告)

・現状、目的・ねらい、具体的方策等、各小・中学校の報告

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 令和5年度湯河原町民大学について

菅沼教育長 次に、(3) 令和5年度湯河原町民大学について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度湯河原町民大学について 報告)

・定員100名、期間：令和5年4月～令和6年3月

菅沼教育長 報告が終わりました。令和5年度については、感染症対策をしながら開催いたしますので、会場を防災コミュニティセンターに移しまして、人数を100名に絞って、1年間実施していきたいというものです。昨日、運営委員会がありました。コロナの感染状況を見ながら実施していく中で、令和6年度につきましては、人数を200名に戻すのか、場所を図書館に戻すのかなど、後々検討していきましようということです。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) 親子ますつり大会について

菅沼教育長 次に、(4) 親子ますつり大会について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、親子ますつり大会について 報告)

・参加79人、大会結果

菅沼教育長 貴田委員、子ども会から、毎年やってくれという声はありませんでしたか。

貴田委員 秋のスポーツイベントを検討した際、ますつり大会もいいねという声が上がっていました。

菅沼教育長 指導員の方々のご負担を考慮して、隔年の実施になっておりますが、子どもたちは大変喜んでおります。もし毎年やりたいという要望があるならば、前向きに考えてもいいのかなということです。

西山委員 単に釣りだけではなく。親子で河川清掃もして、時期的にも幕山の梅とも重なり、多くの観光客とすれ違ったりもしていると思います。ぜひ、引き続きやっていただけるようにと思います。

貴田委員 子ども会と共催という形にすれば、毎年できるかも知れませんね。

菅沼教育長 そういう方向性を考えていきたいと思います。

貴田委員 私もいただきましたが、とてもおいしかったです。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 次に、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局からその他ありますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。